

長野県地域防災計画

震災対策編

令和7年度 修正案
新旧対照表

第1章 総則

新	旧	修正理由・備考																
<p>第3節 防災上重要な機関の実勢責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(19) 行政監視 <u>行政相談センター</u></td><td> <u>ア 被災者への生活支援情報の提供に關すること。</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設に關すること。</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設に關すること。</u> </td></tr> </tbody> </table> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td><td>(NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</td></tr> <tr> <td>(8) 日本放送協会 (長野放送局)</td><td><u>気象予警報等の放送周知に關すること</u>、災害情報等後方に関すること</td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(19) 行政監視 <u>行政相談センター</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供に關すること。</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設に關すること。</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設に關すること。</u>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(4) 電気通信事業者	(NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))	(8) 日本放送協会 (長野放送局)	<u>気象予警報等の放送周知に關すること</u> 、災害情報等後方に関すること	<p>第3節 防災上重要な機関の実勢責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td><td>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</td></tr> <tr> <td>(8) 日本放送協会 (長野放送局)</td><td>災害情報等後方に關すること</td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))	(8) 日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等後方に關すること	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																	
(19) 行政監視 <u>行政相談センター</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供に關すること。</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設に關すること。</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設に關すること。</u>																	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																	
(4) 電気通信事業者	(NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))																	
(8) 日本放送協会 (長野放送局)	<u>気象予警報等の放送周知に關すること</u> 、災害情報等後方に関すること																	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																	
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))																	
(8) 日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等後方に關すること																	
		<p>指定地方行政機関の追加に伴い修正</p> <p>社名変更に伴う修正</p> <p>予警報周知を含めるため修正</p>																

新	旧	修正理由・備考												
<p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6) 放送事業者</td><td> <p>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight)</p> <p><u>気象・地象予警報等の放送周知に 関すること</u>、災害情報等広報に關 すること。</p> </td></tr> <tr> <td>(7)長野県情報ネットワー ーク協会</td><td> <p><u>気象・地象予警報等の放送周知に 関すること</u>、災害情報等広報に關 すること。</p> </td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(6) 放送事業者	<p>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight)</p> <p><u>気象・地象予警報等の放送周知に 関すること</u>、災害情報等広報に關 すること。</p>	(7)長野県情報ネットワー ーク協会	<p><u>気象・地象予警報等の放送周知に 関すること</u>、災害情報等広報に關 すること。</p>	<p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6) 放送事業者</td><td> <p>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight)</p> <p><u>天気予報及び警報</u>、災害情報等広報に關すること。</p> </td></tr> <tr> <td>(7)長野県情報ネットワー ーク協会</td><td> <p><u>天気予報及び警報</u>、災害情報等広報に關すること。</p> </td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(6) 放送事業者	<p>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight)</p> <p><u>天気予報及び警報</u>、災害情報等広報に關すること。</p>	(7)長野県情報ネットワー ーク協会	<p><u>天気予報及び警報</u>、災害情報等広報に關すること。</p>	<p>予警報周知を含める ため修正</p> <p>予警報周知を含める ため修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱													
(6) 放送事業者	<p>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight)</p> <p><u>気象・地象予警報等の放送周知に 関すること</u>、災害情報等広報に關 すること。</p>													
(7)長野県情報ネットワー ーク協会	<p><u>気象・地象予警報等の放送周知に 関すること</u>、災害情報等広報に關 すること。</p>													
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱													
(6) 放送事業者	<p>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight)</p> <p><u>天気予報及び警報</u>、災害情報等広報に關すること。</p>													
(7)長野県情報ネットワー ーク協会	<p><u>天気予報及び警報</u>、災害情報等広報に關すること。</p>													

【震災対策編】第1章第3節

新	旧	修正理由・備考

第1章 総則

新						旧						修正理由・備考
第5節 被害想定						第5節 被害想定						
第3 被害の概要						第3 被害の概要						
3 南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動）の被害想定						3 南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動）の被害想定						
(中央防災会議：令和7年3月公表)						(中央防災会議：平成24年8月公表)						国の被害想定の見直しに伴い修正
○人的被害（死者：人） －：わずか						○人的被害（死者：人） －：わずか						
発 生	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災	合計		発 生	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災	合計		
夏12時	約40	－	－	約40		夏12時	約40	－	－	約40		
冬18時	約50	約10	－	約60		冬18時	約30	約10	－	約40		
冬深夜	約70	約10	－	約80		冬深夜	約50	約10	－	約50		
(東海地方が大きく被災するケース、地震動：陸側ケース、風速8m/s、早期避難率低)						(東海地方が大きく被災するケース、地震動：陸側ケース、風速8m/s、早期避難率低)						
○建物被害（全壊棟数：棟） －：わずか						○建物被害（全壊棟数：棟） －：わずか						
地震動	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計	地震動	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計	
基本ケース	－	約700	約10	－	約700	基本ケース	－	約600	二	－	約600	
陸側ケース	約1,500	約1,500	約100	約10	約3,100	陸側ケース	約700	約1,500	約90	約10	約2,400	
(東海地方が大きく被災するケース、冬深夜、風速8m/s)						(東海地方が大きく被災するケース、冬深夜、風速8m/s)						

第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 地震に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平時</u>より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平時</u>より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図るものとする。</p>	<p>第1節 地震に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平常時</u>より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平常時</u>より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図るものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】</p> <p>(ヶ) 国関係機関、市町村及び<u>指定公共機関等</u>と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>新総合防災情報システム(SOBO-WEB)</u>や<u>新物資システム(B-PLo)</u>等に情報が集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。(全部局)</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(オ) 国関係機関、県及び<u>指定公共機関等</u>と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>新総合防災情報システム(SOBO-WEB)</u>や<u>新物資システム(B-PLo)</u>等に情報が集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】</p> <p>(ヶ) 国関係機関、市町村及び<u>公共機関等</u>と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>総合防災情報システム(SOBO-WEB)</u>に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。(全部局)</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(オ) 国関係機関、県及び<u>公共機関等</u>と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>総合防災情報システム(SOBO-WEB)</u>に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>2 情報の分析整理</p> <p>県及び市町村は、<u>平時</u>より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の共有化、住民への周知を図る。</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(オ) <u>NTT東日本</u>等の電気通信事業者により、提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。なお、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(キ) <u>NTT東日本</u>等の電気通信事業者により、提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。なお、IP電話を利用</p>	<p>2 情報の分析整理</p> <p>県及び市町村は、<u>平常時</u>より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の共有化、住民への周知を図る。</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(オ) <u>東日本電信電話</u>等の電気通信事業者により、提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。なお、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(キ) <u>東日本電信電話</u>等の電気通信事業者により、提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。なお、IP電話を利</p>	表現の統一に伴う修正 社名変更に伴う修正 社名変更に伴う修正

【震災対策編】第2章第2節

新	旧	修正理由・備考
する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。	用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。	

第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平時</u>から構築することに努めるものとする。</p>	<p>第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常時</u>から構築することに努めるものとする。</p>	表現の統一に伴う修正

第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>(略)</p> <p>これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。さらに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び<u>平時</u>からの訓練の実施も必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(危機管理部、警察本部)</p> <p>(ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び<u>平時</u>からの訓練の実施が行われるよう助言する。</p>	<p>第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>(略)</p> <p>これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。さらに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び<u>平常時</u>からの訓練の実施も必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(危機管理部、警察本部)</p> <p>(ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び<u>平常時</u>からの訓練の実施が行われるよう助言する。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>(エ)</p> <p>b 県警本部で整備すべき資機材</p> <p>(b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、<u>平時</u>から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。</p> <p>5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設や避難所等の情報の診療状況等の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>、<u>災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）</u>等の活用に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)</p>	<p>(エ)</p> <p>b 県警本部で整備すべき資機材</p> <p>(b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、<u>トイ レカー、給水車</u>、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、<u>平常時</u>から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。</p> <p>5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に<u>医療施設の診療状況等</u>の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。(健康福祉部)</p>	<p>実情に合わせて修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設<u>や避難所等の情報</u>の診療状況等の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>、<u>災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）</u>等の活用に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設<u>や避難所等の情報</u>の診療状況等の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>、<u>災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）</u>等の活用に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。</p>	<p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に<u>医療施設の診療状況等</u>の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に<u>医療施設の診療状況等</u>の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難計画の作成</p> <p>f 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(a) <u>平時</u>における広報</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者対策</p> <p>市町村は、<u>平時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>(カ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の<u>平時</u>の警察活動を通じて、</p>	<p>第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難計画の作成</p> <p>f 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(a) <u>平常時</u>における広報</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者対策</p> <p>市町村は、<u>平常時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>(カ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の<u>平常時</u>の警察活動を通じて、</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>2 避難場所等の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(県有施設管理部局)</p> <p>(イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は<u>平時</u>から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第16節「保健衛生、感染症予防活動を踏まえ、<u>平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベ</u></p>	<p>2 避難場所等の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(県有施設管理部局)</p> <p>(イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は<u>平常時</u>から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第16節「保健衛生、感染症予防活動を踏まえ、<u>平常時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛</u></p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><u>ツド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、乳幼児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品ほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>また、灯油、L Pガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p><u>なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u></p> <p>5 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>感染症</u>拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部)</p> <p>(イ) <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ</u></p>	<p><u>布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、灯油、L Pガスなどの常設に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u></p> <p>5 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症</u>拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部)</p> <p>(イ) <u>在宅避難者等</u>が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>感染症法において、「5類感染症」の位置づけ変更に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><u>情報を把握するとともに、在宅避難者等</u>が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を市町村とともに検討するよう努めるものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等</u>が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(カ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の<u>平時の</u>警察活動を通じて、</p>	<p>備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を市町村とともに検討するよう努めるものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) <u>在宅避難者等</u>が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(カ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の<u>平常時の</u>警察活動を通じて、</p>	国の防災基本計画に合わせて修正
		表現の統一に伴う修正

第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、<u>平時</u>から計画的に購入、備蓄していく必要がある。</p>	<p>第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、<u>平常時</u>から計画的に購入、備蓄していく必要がある。</p>	表現の統一に伴う修正

第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考												
<p>第20節 通信・放送設備災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>令和6年度末</u>現在次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式別</th><th><u>令和6年度末市町村数</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td><td><u>70 (90.9%)</u></td></tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td><td><u>49 (63.6%)</u></td></tr> </tbody> </table> <p>4 電気通信設備予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】</p> <p><u>NTT東日本(株)</u>等の電気通信事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、<u>平時から</u>連携を強化する。</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、<u>NTT東日本(株)</u>等の電気通信事業者との連</p>	方式別	<u>令和6年度末市町村数</u>	同報系（一斉通報）	<u>70 (90.9%)</u>	移動系（移動局）	<u>49 (63.6%)</u>	<p>第20節 通信・放送設備災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>令和4年度末</u>現在次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式別</th><th><u>令和4年度末市町村数</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td><td><u>69 (89.6%)</u></td></tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td><td><u>51 (66.2%)</u></td></tr> </tbody> </table> <p>4 電気通信設備予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】</p> <p><u>東日本電信電話(株)</u>等の電気通信事業者との間ににおいて、情報収集系統を確立するとともに、<u>平常時より</u>連携を強化する。</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、<u>東日本電信電話(株)</u>等の電気通信事業者</p>	方式別	<u>令和4年度末市町村数</u>	同報系（一斉通報）	<u>69 (89.6%)</u>	移動系（移動局）	<u>51 (66.2%)</u>	<p>時点修正</p> <p>社名変更に伴う修正 表現の統一に伴う修正</p> <p>社名変更に伴う修正</p>
方式別	<u>令和6年度末市町村数</u>													
同報系（一斉通報）	<u>70 (90.9%)</u>													
移動系（移動局）	<u>49 (63.6%)</u>													
方式別	<u>令和4年度末市町村数</u>													
同報系（一斉通報）	<u>69 (89.6%)</u>													
移動系（移動局）	<u>51 (66.2%)</u>													

新	旧	修正理由・備考
<p>携を図るものとする。</p> <p>ウ【<u>NTT東日本</u>(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】</p> <p>5 放送設備災害予防</p> <p>(1) 現状<u>及び</u>課題</p> <p>ア 日本放送協会（長野放送局）</p> <p>地震災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため<u>平時</u>から放送所や機器等の整備に努めている。</p> <p>イ 信越放送(株)</p> <p>地震等の非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、「地震報道対策会議」を設置し、災害対策を確立して、<u>平時</u>から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。</p> <p>6 警察無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状<u>及び</u>課題</p>	<p>との連携を図るものとする。</p> <p>ウ【<u>東日本電信電話</u>(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】</p> <p>5 放送設備災害予防</p> <p>(1) 現状<u>および</u>課題</p> <p>ア 日本放送協会（長野放送局）</p> <p>地震災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため<u>平常時</u>から放送所や機器等の整備に努めている。</p> <p>イ 信越放送(株)</p> <p>地震等の非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、「地震報道対策会議」を設置し、災害対策を確立して、<u>平常時</u>から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。</p> <p>6 警察無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状<u>および</u>課題</p>	<p>組織名称の修正</p> <p>社名変更に伴う修正</p> <p>訂正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>訂正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>警察通信施設は、警察本部、各警察署及び無線中継所のそれぞれの設備に耐震対策を実施している。特に無線中継所にあっては、平成6年度以降に建設されたものは、鉄骨造りALCとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っている。</p> <p>また、地震による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所に発動発電機<u>を整備して</u>いる。平成27年度から4か年にわたってヘリコプターレビシス템の整備を行い、被災現場における情報収集体制の強化を図っている。</p>	<p>警察通信施設は、警察本部、各警察署及び無線中継所のそれぞれの設備に耐震対策を実施している。特に無線中継所にあっては、平成6年度以降に建設されたものは、鉄骨造りALCとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っている。</p> <p>また、地震による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。<u>無線多重回線については、2ルート化及びグループ化の構成となり、信頼性の向上を図っている。</u>平成27年度から4か年にわたってヘリコプターレビシスームの整備を行い、被災現場における情報収集体制の強化を図っている。<u>災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るために、衛星通信設備の整備を行う。</u></p>	内容の整理に伴う修正
<p>(2) 実施計画</p> <p>【警察本部が実施する計画】</p> <p>ア 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、<u>バックアップ体制の確保及び</u>応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>【警察本部が実施する計画】</p> <p>ア 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、<u>本部設備の一部2重化、</u>応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。</p> <p><u>ウ 情報の同報性、共時性を図るため、衛星通信車の導入整備を行う。</u></p>	内容の整理に伴う修正 内容の整理に伴う修正

【震災対策編】第2章第20節

新	旧	修正理由・備考
	<p><u>エ 無線中継局および無線基地局の増設整備を行 い、サービスエリアの拡張整備を行う。</u></p>	

第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和<u>7</u>年4月1日現在、土砂災害警戒区域（地すべり）は1,520区域、地すべり危険箇所は、732箇所（林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和<u>7</u>年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,741</u>か所、崩壊土砂流出危険地区<u>4,662</u>か所である。</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けて</p>	<p>第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和<u>6</u>年4月1日現在、土砂災害警戒区域（地すべり）は1,520区域、地すべり危険箇所は、732箇所（林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和<u>6</u>年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,739</u>か所、崩壊土砂流出危険地区<u>4,660</u>か所である。</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨</p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>いる事例が多い。</p> <p>特に本県は、糸魚川一静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、令和7年4月1日現在、土砂災害警戒区域（土石流）は<u>6,735</u>区域で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。</p> <p>4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生している。令和7年4月1日現在、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は、<u>19,076</u>区域で全国でも上位となっている。</p> <p>6 土砂災害警戒区域等の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、令和7年4月1日現在で<u>27,331</u>区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>21,602</u>区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p>	<p>によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。</p> <p>特に本県は、糸魚川一静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、令和5年4月1日現在、土砂災害警戒区域（土石流）は<u>6,715</u>区域で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。</p> <p>4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生している。令和5年4月1日現在、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は、<u>18,989</u>区域で全国でも上位となっている。</p> <p>6 土砂災害警戒区域等の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、令和5年4月1日現在で<u>27,224</u>区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>21,505</u>区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p>	時点修正

第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第25節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(危機管理部、建設部)</p> <p>(イ) 耐震診断・耐震改修のための支援措置</p> <p>b リフォームローンによる耐震改修融資の周知等を行う。</p>	<p>第25節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(危機管理部、建設部)</p> <p>(イ) 耐震診断・耐震改修のための支援措置</p> <p>b 住宅金融支援機構のリフォームローン等により耐震改修の融資を行う。</p>	内容の整理に伴う修正

第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第26節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、ネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により、機能の確保を行なう。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、<u>平時</u>より連携を強化しておく。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 関係団体との協力体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 各関係機関において、それぞれ必要な相互応援の協定を締結し、<u>平時</u>より連携を強化しておく。(全機関)</p>	<p>第26節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、ネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により、機能の確保を行なう。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、<u>平常時</u>より連携を強化しておく。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 関係団体との協力体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 各関係機関において、それぞれ必要な相互応援の協定を締結し、<u>平常時</u>より連携を強化しておく。(全機関)</p>	表現の統一に伴う修正
		表現の統一に伴う修正

第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第29節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒<small>伏</small>、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>立木の倒<small>伏</small>防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に<small>より</small>、多様な森林の整備を図る。</p>	<p>第29節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒<small>壊</small>、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>立木の倒<small>壊</small>防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に<small>基づき</small>、多様な森林の整備を図る。</p>	訂正

第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第32節 防災知識普及啓発</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【住民が実施する計画】</p> <p><u>住民は、語り部活動や家庭・地域内の語り継ぎ、防災教育、慰靈祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u></p>	<p>第32節 防災知識普及啓発</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【住民が実施する計画】</p> <p><u>住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u></p>	国の防災基本計画に合わせて修正

第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第36節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【企業が実施する計画】</p> <p>(ウ) 組織力を生かした地域活動への参加、<u>自主防災組織</u>との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。</p>	<p>第36節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【企業が実施する計画】</p> <p>(ウ) 組織力を生かした地域活動への参加、<u>防災市民組織</u>との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。</p>	表現の修正

第3章 災害応急対策計画

新			旧			修正理由・備考																																																
第1節 災害情報の収集・連絡活動			第2節 災害情報の収集・連絡活動																																																			
第2 活動内容			第2 活動内容																																																			
2 被害状況等の調査と調査責任機関			2 被害状況等の調査と調査責任機関																																																			
(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。			(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設被害</td> <td>市町村・施設管理者</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td>感染症関係被害</td> <td>市町村</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>医療施設関係被害</td> <td>施設管理者</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>給食施設関係被害</td> <td>施設管理者</td> <td>保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告から把握）</td> </tr> <tr> <td>商工関係被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局・商工会議所・商工会</td> </tr> <tr> <td>観光施設被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>			調査事項	調査機関	協力機関	(略)	(略)	(略)	廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局	感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所	医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所	給食施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告から把握）	商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会	観光施設被害	市町村	地域振興局	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設被害</td> <td>市町村・施設管理者</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td>感染症関係被害</td> <td>市町村</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>医療施設関係被害</td> <td>施設管理者</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工関係被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局・商工会議所・商工会</td> </tr> <tr> <td>観光施設被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>			調査事項	調査機関	協力機関	(略)	(略)	(略)	廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局	感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所	医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所	(新設)			商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会	観光施設被害	市町村	地域振興局	保健医療福祉調整本部マニュアル及び第3章第3節非常参集職員の活動「健康増進班」の項目に合わせて明記。
調査事項	調査機関	協力機関																																																				
(略)	(略)	(略)																																																				
廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局																																																				
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所																																																				
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所																																																				
給食施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告から把握）																																																				
商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会																																																				
観光施設被害	市町村	地域振興局																																																				
調査事項	調査機関	協力機関																																																				
(略)	(略)	(略)																																																				
廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局																																																				
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所																																																				
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所																																																				
(新設)																																																						
商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会																																																				
観光施設被害	市町村	地域振興局																																																				

新	旧	修正理由・備考
<p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ウ) 市町村の実施事項</p> <p>c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。</p> <p>この場合の対象となる災害は<u>次のとおりとする。</u> なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。</p> <p>(a) <u>自市町村において災害対策本部を設置した災害</u></p> <p>(b) <u>災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害</u></p> <p>(c) <u>(a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害</u> <u>国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。</u></p>	<p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ウ) 市町村の実施事項</p> <p>c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。</p> <p>この場合の対象となる災害は<u>(ア) のdに定めるとおりとする。</u> なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。</p>	火災・災害等即報要領等による基準により直接報告を行う災害事例を明記

第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の<u>右欄</u>に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の<u>中・右欄</u>に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>(中略)</p>	訂正
<p>①東海地震に関する情報の 1つである東海地震注意情報 が発表された場合 (以下、省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東海地震応急対策活動要領」 (平成15年12月16日中央防 災会議決定、平成18年4月21 日修正) ・「「東海地震応急対策活動要 領」に基づく具体的な活動内容 に係る計画」(平成16年6月29 日中央防災会議幹事会申合せ、 平成18年4月21日修正) 	<p>①東海地震に関する情報の 1つである東海地震注意情報 が発表された場合 (以下、省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東海地震応急対策活動要領」 (平成15年12月16日中央防 災会議決定、平成18年4月21 日修正) ・「「東海地震応急対策活動要 領」に基づく具体的な活動内容 に係る計画」(平成16年6月29 日中央防災会議幹事会申合せ、 平成18年4月21日修正) 	

<p>①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合 (以下、省略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画 (平成26年3月28日中央防災会議決定) ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、<u>令和7年6月改定</u>) 	<p>①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合 (以下、省略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画 (平成26年3月28日中央防災会議決定) ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、<u>令和5年5月改定</u>) 	<p>内容の更新に伴う修正</p>
<p>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、<u>令和7年6月改定</u>) 	<p>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、<u>令和5年5月改定</u>) 	<p>内容の更新に伴う修正</p>
<p>①地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令 	<p>①地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令 	<p>内容の更新に伴う修正</p>

<p>において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県をいう。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合 (以下、省略)</p>	<p><u>和7年5月23日中央防災会議幹事会決定、令和7年6月改定)</u></p>	<p>において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県をいう。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合 (以下、省略)</p>	<p><u>和5年5月23日中央防災会議幹事会決定)</u></p>	
<p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する対策】</p> <p>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</p> <p>c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要領等</p> <p>(b) 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の<u>緊急災害対策派遣隊（T E C—F O R C E）</u>等の出動を要請</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する対策】</p> <p>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</p> <p>c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要領等</p> <p>(b) 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の<u>緊急災害対策派遣隊（T E C—F O R C E）</u>等の出動を要請</p>	<p>国</p>	<p>の防災基本計画に合わせて修正</p>	

請する。	する。	
------	-----	--

第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所等の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(コ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置を講ずることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a トイレの設置状況・し尿処理状況等の把握、簡易トイレ・トイレカー・トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮 b 食事供与の状況の把握、栄養バランスのとれた適温の食事の提供 (炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具、食料等の確保) c 避難所開設当初からのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置 e 避難の長期化等、必要に応じた避難者の健康状態や避難所の環境状況の把握 <p>(c) 健康のための入浴施設設置の有無及び利用頻度</p>	<p>第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所等の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(コ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮 b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供 c 避難所開設当初からのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置 e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握 <p>(c) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>(h) ごみの処理状況</p> <p>f <u>家庭動物との同行避難に対する適切な体制の整備（専用スペースの確保等）</u>、家庭動物の受入状況の把握</p> <p>(サ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。</p> <p>(シ) <u>指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画</u>を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定避難所等</u>における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>子ども・若者</u>のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p>	<p>(h) <u>し尿及び</u>ごみの処理状況</p> <p>f <u>必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</u></p> <p>(サ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。</p> <p>(シ) <u>指定避難所の運営における女性の参画</u>を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定避難所等</u>における<u>安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所</u>の運営管理に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>(ス) 指定避難所等における女性や<u>子ども</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子ども</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(テ) やむを得ず<u>避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(二) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告する</u>よう努めるものとする。</p>	<p>(ス) 指定避難所等における女性や<u>子供</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子供</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(テ) やむを得ず<u>指定避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(二) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>を適切に県に報告する</u>よう努めるものとする。</p>	表現の統一に伴う修正 国の防災基本計画に合わせて修正 国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p>5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 広域一時滞在の対応</p> <p><u>b 市町村間の情報共有等</u></p> <p><u>被災市町村は、広域一時滞在の受入先市町村との間で、被災住民に関する情報共有を確実に行うものとする。また、受入先市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p> <p><u>c 広域的避難収容活動の実施</u></p> <p>政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行い、避難所の早期解消に努めることとする。</p>	<p>5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 広域一時滞在の対応</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>b 広域的避難収容活動の実施</u></p> <p>政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。</p> <p>なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用され</p>	国の防災基本計画に合わせて修正
		国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p>なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は、必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。 (<u>危機管理部</u>、建設部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性や子ども・若者を始めとする</u>生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮するものとする。</p>	<p>ない場合は、必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】 <u>(建設部)</u></p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。 (建設部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性を始めとする</u>生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮するものとする。</p>	<p>内容の追記</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第28節 土砂災害等応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【国が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ウ) 必要に応じて<u>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u>・<u>T E C - F O R C E アドバイザー</u>を派遣し、<u>T E C - F O R C E パートナーとの連携により</u>、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</p> <p>また、派遣された<u>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u>等は、被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動<u>や、避難所等における給水支援等を実施する場合</u>には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う</p>	<p>第28節 土砂災害等応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【国が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ウ) 必要に応じて<u>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u>等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</p> <p>また、派遣された<u>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u>は、被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>ものとする。</p> <p>2 地すべり等応急対策 (2) 実施計画 ウ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局) (エ) 要請に基づき<u>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u>等を派遣するものとする。</p>	<p>2 地すべり等応急対策 (2) 実施計画 ウ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局) (エ) 要請に基づき<u>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u>を派遣するものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正
<p>3 土石流対策 (2) 実施計画 ウ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台) (エ) 要請に基づき<u>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u>等を派遣するものとする。</p>	<p>3 土石流対策 (2) 実施計画 ウ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台) (エ) 要請に基づき<u>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u>を派遣するものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正
<p>4 崖崩れ応急対策 (2) 実施計画 ウ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台) (ア) 要請に基づき、<u>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u>等を派遣するものとする。</p>	<p>4 崖崩れ応急対策 (2) 実施計画 ウ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台) (ア) 要請に基づき、<u>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u>を派遣するものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

第3章 災害応急対策計画

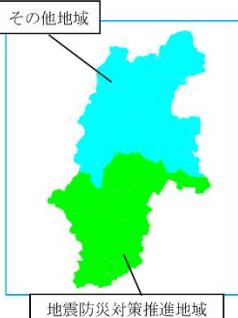
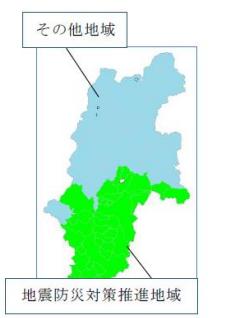
新	旧	修正理由・備考
<p>第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・ <u>TEC-FORCEアドバイザー</u>を派遣し、<u>TEC-FORCEパートナーとの連携等により</u>、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止対策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等は、被災状況を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。（地方整備局）</p>	<p>第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止対策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等は、被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。（地方整備局）</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第34節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るととともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒<u>伏</u>した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。</p>	<p>第34節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るととともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒<u>壊</u>した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。</p>	文言の修正

第5章 南海トラフ地震臨時情報の運用

新	旧	修正理由・備考
<p>第<u>5</u>章</p> <p>南海トラフ地震 臨時情報の運用</p> <p>第1節 総則</p> <p>第4 推進地域</p> <p>本県における推進地域は、次のとおり指定されている。また、本章において特段の記述がない限り「市町村」とは「推進地域内市町村」を示すものとする。</p> <p>岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、<u>塩尻市</u>、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、壳木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、<u>玉滝村</u>、大桑村、木曽町</p>	<p>第<u>6</u>章</p> <p>南海トラフ地震 臨時情報の運用</p> <p>第1節 総則</p> <p>第4 推進地域</p> <p>本県における推進地域は、次のとおり指定されている。また、本章において特段の記述がない限り「市町村」とは「推進地域内市町村」を示すものとする。</p> <p>岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、壳木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、大桑村、木曽町</p>	<p>構成の変更により</p> <p>推進地域の追加</p>

新	旧	修正理由・備考
 <p>第3節 情報の収集伝達計画</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報発表時に伝達</p> <p>1 伝達系統図</p> <pre> graph TD Meteo[長野地方気象台] -- オンライン配信 --> Crisis[危機管理部] Crisis --> Intra[庁内各課] Crisis --> LocalGov[市町村] Crisis --> Other[保健福祉事務所 その他関係機関] Crisis --> Construction[建設事務所] Crisis --> Regional[地域振興局 (総務管理課)] Intra <-- 防災行政無線FAX --> Regional Intra <-- 防災行政無線FAX --> Other Intra <-- 防災行政無線FAX --> Construction Intra <-- 防災行政無線FAX --> LocalGov LocalGov --> Citizen[住民等] </pre>	 <p>第3節 情報の収集伝達計画</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報発表時に伝達</p> <p>1 伝達系統図</p> <pre> graph TD Meteo[長野地方気象台] -- オンライン配信 --> Crisis[危機管理部] Crisis --> Intra[庁内各課] Crisis --> LocalGov[市町村] Crisis --> Other[保健福祉事務所 その他関係機関] Crisis --> Construction[建設事務所] Crisis --> Regional[地域振興局 (総務管理課)] Intra <-- 防災行政無線FAX --> Regional Intra <-- 防災行政無線FAX --> Other Intra <-- 防災行政無線FAX --> Construction Intra <-- 防災行政無線FAX --> LocalGov LocalGov --> Citizen[住民等] Regional -- 内線FAX --> Crisis Other -- 内線FAX --> Crisis Construction -- 内線FAX --> Crisis LocalGov -- 内線FAX --> Crisis Crisis -- 使走 --> Announce[広報・共創推進課] Announce --> Broadcast[各課] Broadcast -- 庁内放送 --> LocalGov Broadcast -- ※勤務時間外は、庁内放送を行わない。 --> LocalGov </pre>	実情に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p>2 勤務時間内の伝達要領</p> <p>(2) 庁内職員に対する伝達は、<u>庁内システム等により行なう。</u></p> <p>第9節 防災関係機関のとるべき措置</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。</p> <p>なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県又は市町村以外が管理する施設の管理者においても対策を<u>講ずるもの</u>とする。</p>	<p>2 勤務時間内の伝達要領</p> <p>(2) 庁内職員に対する伝達は、<u>放送設備による一斉庁内放送により行なう。</u></p> <p>第9節 防災関係機関のとるべき措置</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。</p> <p>なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県又は市町村以外が管理する施設の管理者においても対策を<u>講じるもの</u>とする。</p>	<p>実情に合わせた修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

別紙 東海地震に関する事前対策活動

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">別紙</p> <p>東海地震に関する事前対策活動</p> <p><u>東海地震に関する事前対策活動は、従来は第5章として位置づけられていたものであるが、現在気象庁による「東海地震に関する情報」の発表は行われていない。</u></p> <p><u>大規模地震特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震膨大応急対策に係る措置に関する事項」として、震災対策編の別紙として位置づけるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章</p> <p>東海地震に関する事前対策活動</p> <p>(新規)</p>	構成の変更により